

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 1 号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「(省令第11条の3第1項の規定によりこれらの申請書について同項の表(ろ)欄に掲げる書類に代えることができる磁気ディスク等を含む。)」を削る。

第33条を削り、第34条を第33条とする。

第4号様式注以外の部分及び第5号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第9号様式正本注以外の部分中 「



」 及び「㊟」を削り、同様式副本を削る。

第9号様式の2注以外の部分及び第9号様式の3注以外の部分中「㊟」を削る。

第10号様式及び第13号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課、同部建築審査課)